

中山間地域等直接支払交付金

Q&A

令和4年3月

与謝野町

(Q)

協定を違反したとして集落に返還が求められる場合はどういときか。

(A)

協定違反と見なされるケースには次の場合が考えられます。

- ・ 協定農用地について耕作・または維持管理が行われていなかった場合
- ・ 免責事由に当てはまらない対象農用地の減少をした場合
- ・ 道水路の維持管理がなされていない場合

この他にも、細やかな規定があるので迷ったときは、自分で判断せず町担当者に意見を求めてください。

(Q)

協定違反にならない「免責事由」として扱われる場合はどういときか。

(A)

免責事由にあてはまるケースには次の場合が考えられます。

- ・ 農業者の死亡、病気等の場合
- ・ 自然災害の場合
- ・ 土地収用法に基づき収容若しくは使用を受けた場合又は収容適格事業の要請により任意に売渡若しくは使用させた場合
- ・ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地とした場合

(Q)

交付金は何に使ってもよいのか。

(A)

個人配分された交付金については、使途に制限はありません。

また、共同取組活動費に充てる交付金の使途については協定書に記載することとなりますが、その使途は基本的には自由ですので、協定の参加者で話し合いの上、決定してください。

(Q)

田に小麦などの水稲以外の作物を栽培した場合の交付単価はどうなるか。

(A)

交付金の交付対象となる農用地の地目が田であるかどうかは、たん水するための畦畔とかんがい機能を有しているかどうかで判断します。(畦畔を除去していても、農家の方々がお持ちの機械で早期に水田として復旧できる場合は、たん水機能があるものとみなしています。)

そのため、水稲以外の作物が栽培されている場合でも、田の機能があれば、引き続き田の単価の交付金が交付されます。

(Q)

交付金は一年で使い切らなくてはいけないのか。

(A)

交付金は繰越・積立が可能です。

ただし、協定書に目的と計画を明記することと、その内容を総会にかけて参加者の同意を得ることが必須です。目的も理由もなく多額の繰越金が発生しないように計画的に使用してください。